

請求はお済みですが!!

～ 戦没者の遺族に対する特別弔慰金 ～

平成7年に、戦没者等の遺族に対する「特別弔慰金支給法」の一部が改正されました。

三隅町ではすでに、平成7年の8月より受付を始めておりますが、請求がお済みでない方は早く手続を済ませて下さい。

この特別弔慰金は、戦後五十年にあたって、国が改めて戦没者等の遺族の方々に對して、弔慰の意を表わすために支給されるものです。戦没者一人について、額面40万円の国債で支給され、平成8年から10年間に亘って毎年4万円ずつ償還されます。

受給できるのは、満州事変以後の遺族の方で、平成7年4月1日現在において、公務扶助料、遺族年金等を受ける方がいない場合に限られます。

支給対象者は、主として次に記載された遺族のうち、次の順序にしたがって最も順位が先の方お一人に支給されます。

(1) 平成7年4月1日までに弔慰金(国債)の受給権を取得した方

(2) 戦没者の子

(3) 戦没者等と生計をともにしていた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(婚姻、養子縁組に

よる平成7年4月1日に氏が変っている方を除く)。

(4) (3)以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

(5) ①から④以外の三親等内の親族(戦没者の死亡まで引き続いて1年以上生計をともにしていた方)

特別弔慰金の請求期限は、平成10年3月31日までです。請求手続きは、常時民生課でおこなっていますので、該当する方は、印鑑及び戸籍抄本をご持参ください。

三隅町 戦没者追悼式のご案内

三隅町 戦没者追悼式のご案内



昨年の式典より



さきの大戦において、戦陣に散り、戦禍にたおれられた柱のご冥福をお祈りするため、三隅町戦没者追悼式を次のとおり行います。

ご遺族の皆様のご参列をお願い致します。

【日時】

5月21日(水) 午前11時から

【会場】

農業者トレーニングセンター(多目的ホール)

みんなで支えましょう

赤十字

「赤十字社員増強運動」にご協力を!



負傷者をつぎつぎ手当する日赤救護班

日本赤十字社は、赤十字の人道的使命に基づき、国内、国外を問わず活発な活動を展開し、支援を必要とする人々等に広く愛の手をさし続けています。赤十字に対する期待と要請に十分応えるためには赤十字事業の一

層の拡充強化が必要とされております。本年は、創立120周年という区切りの年でもあります。

一般からの幅広い理解と支持を得て、物心両面より赤十字の活動を支えてくださる社員が重要です。

この5月を中心に増強運動を展開し社員の募集を行います。毎年一定の社資(5000円以上)をお願いしております。後日、嘱託員さんを通して募集を行いますので、主旨をご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お知らせ

湯免ふれあいセンター
香月美術館
村田清風記念館

ゴールデンウィーク中の開館日は次のとおりです。皆様のお越しをお待ち申し上げます。

開館日

5月3日(土)

4日(日)

5日(月)

5月の休館日

12日・19日・26日の月曜日

※臨時休館 香月美術館

「私の夏展」の作品入替のため

5月27日(火)～30日(金)

開館時間

湯免ふれあいセンター

9:00～

21:30

(入浴)

10:00～

20:30

最終受付

香月美術館・

村田清風記念

館

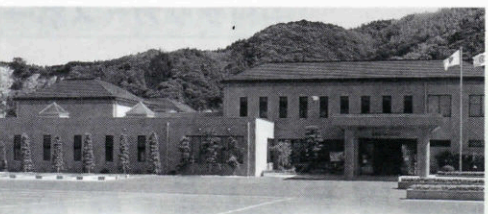
9:00～

17:00

(入館は

16:30ま

で)



香月美術館・村田清風記念館